

平成 26 年 6 月 2 日

地方制度調査会における重点検討項目について

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

1 地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の責務を地方自治法上に規定することについて

(提案趣旨)

住民の代表者としての責務(住民意思の把握等の活動も含む)、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として掲げることにより、公選職としての議員の位置付けを地方自治法上明確にするとともに、議員の活動基盤の整備を図ることについて検討。

2 議長に議会招集権を付与することについて

(提案趣旨)

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度について検討。

3 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の条例で定めることができる範囲について

(提案趣旨)

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件について、各自治体で独自に条例で定めることができることとすることについて検討。

4 予算修正権の制約について

(提案趣旨)

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直すなど、議会の予算に対する影響力を強化することについて検討。

5 決算不認定の場合の首長の対応措置について

(提案趣旨)

議会の決算審査の活性化に資するため、決算不認定の場合の首長の対応措置について検討。